

令和4年1月7日

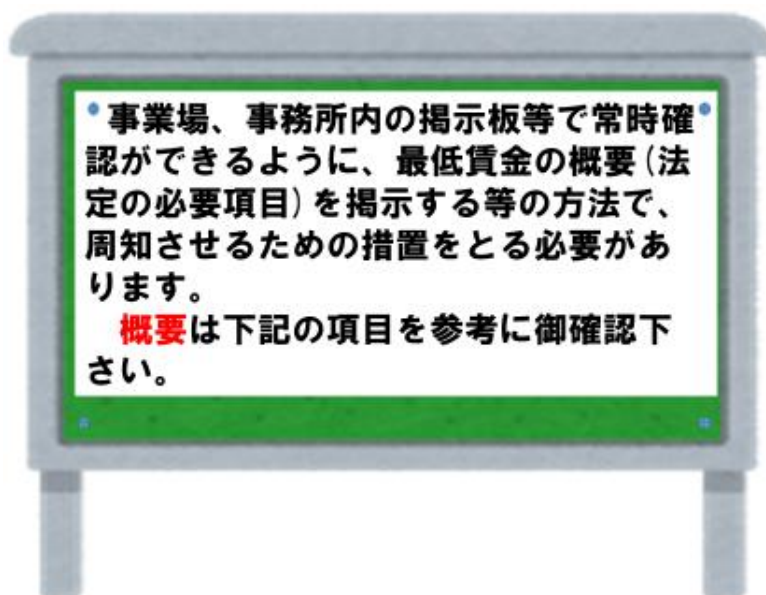
担	沖縄労働局労働基準部
	賃金室
当	電話：098-868-3421



事業者の皆さんへ

作業場の見やすい場所に「最低賃金の概要」を掲示等していますか？

沖縄県最低賃金は時間額820円(令和3年10月8日発効)、
沖縄県新聞業最低賃金は時間額853円(令和3年11月12日発効)と
なっています。



【最低賃金法第8条】

最低賃金の適用を受ける使用者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該最低賃金の概要を、常時作業場の見やすい場所に掲示し、又はその他の方法で、労働者に周知させるための措置をとらなければならない。

【最低賃金法第41条第1号】

第8条の規定に違反した者 30万円以下の罰金に処する。

【最低賃金法施行規則第6条】

法第8条の規定により使用者が労働者に周知させなければならない最低賃金の**概要**は、

- 1 適用を受ける労働者の範囲及びこれらの労働者に係る最低賃金額
- 2 法第4条第3項第3号の賃金(当該最低賃金において参入しないことを定める賃金)
- 3 効力発生日

1 沖縄労働局HP(トップページ)の右側に表示されている「最低賃金820円」の「最低賃金の詳細」から、法定の必要項目が表示された
沖縄県の最低賃金(一覧表形式/リーフレット)
<https://jsite.mhlw.go.jp/okinawa-roudoukyoku/content/contents/001032537.pdf>
が取り出せます。ご利用下さい。

2 最低賃金の引上げで影響を受ける中小企業を支援する事業として、以下の①～④が
ございますのでご活用ください。

【厚生労働省】

①「**沖縄県働き方改革推進支援センター**」(電話 0120-420-780又は781)

さまざまな経営・労務管理に関する課題に対する無料相談

②「**業務改善助成金**」(沖縄労働局雇用環境・均等室 電話098-868-4403)

職場の業務の効率化(改善)に要する費用補助事業

③「**雇用調整助成金**」(コールセンター 電話0120-60-3999)

コロナ禍における最低賃金引上げを踏まえた雇用維持への支援

【中小企業庁】

④「**中小企業等事業再構築促進事業**」(コールセンター 電話 0570-012-088)

新分野展開、業態転換、事業・業種転換、事業再編又はこれらの取組を通じた
規模の拡大等思い切った事業再構築支援

※第5回公募は令和4年1月中旬頃開始予定
が実施されています。

内容等を各問合せ先へご確認の上、適切なご利用をお願いします。